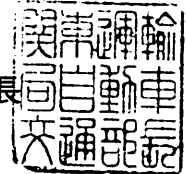




関自旅二第1821号の3  
平成27年3月27日

一般社団法人 全国個人タクシー協会 関東支部長 殿

自動車交通部長



一般乗用旅客自動車運送事業に係る輸送実績報告書について

標記については、平成14年6月28日付け関自旅2第353号「一般乗用旅客自動車運送事業に係る輸送実績報告書に関する取扱いについて」、及び平成19年12月19日付け関自旅二第1758号「一般乗用旅客自動車運送事業（法人タクシー）に係る月別輸送実績報告書について」により取扱っているところであるが、平成27年4月分より下記のとおり取扱うこととしたので、了知されるとともに、傘下職員に対し周知されたい。

なお、これに伴い平成14年6月28日付け関自旅2第353号「一般乗用旅客自動車運送事業に係る輸送実績報告書に関する取扱いについて」、及び平成19年12月19日付け関自旅二第1758号「一般乗用旅客自動車運送事業（法人タクシー）に係る月別輸送実績報告書について」は廃止する。

記

1. 定額運賃輸送実績報告書

- (1) 「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成14年1月17日付け公示）」1.（5）に定める定額運賃の輸送実績については、東京国際空港を定額運賃適用施設する場合は別紙第3号様式、その他の場合は第4号様式により報告書を提出する。
- (2) 電磁的記録媒体（CD-R等）により提出する場合は、紙による提出を省略できることとする。

2. その他

上記1. について、各都県における関係事業者団体の傘下事業者は、当該関係事業者団体を通じて提出することができる。



(別紙)

改 正	現 行
<p style="text-align: right;">関自旅二第1821号の3 平成27年3月27日</p> <p>一般社団法人 全国個人タクシー協会 関東支部長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車交通部長</p> <p style="text-align: center;">一般乗用旅客自動車運送事業に係る輸送実績報告書について</p> <p>標記については、平成14年6月28日付け関自旅2第353号「一般乗用旅客自動車運送事業に係る輸送実績報告書に関する取扱いについて」、及び平成19年12月19日付け関自旅二第1758号「一般乗用旅客自動車運送事業(法人タクシー)に係る月別輸送実績報告書について」により取扱っているところであるが、平成27年4月分より下記のとおり取扱うこととしたので、了知されるとともに、傘下職員に対し周知されたい。</p> <p>なお、これに伴い平成14年6月28日付け関自旅2第353号「一般乗用旅客自動車運送事業に係る輸送実績報告書に関する取扱いについて」、及び平成19年12月19日付け関自旅二第1758号「一般乗用旅客自動車運送事業(法人タクシー)に係る月別輸送実績報告書について」は廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 定額運賃輸送実績報告書  (1) 「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1.(5)に定める定額運賃の輸送実績については、東京国際空港を定額運賃適用施設する場合は別紙第3号様式、その他の場合は第4号様式により報告書を提出する。  (2) 電磁的記録媒体(CD-R等)により提出する場合は、紙による提出を省略できることとする。</p> <p>2. その他  上記1. について、各都県における関係事業者団体の傘下事業者は、当該関係事業者団体を通じて提出することができる。</p> <p>附則(令和2年4月20日 一部改正)  改正後の通達は、令和2年4月20日から適用する。</p>	<p style="text-align: right;">関自旅二第1821号の3 平成27年3月27日</p> <p>一般社団法人 全国個人タクシー協会 関東支部長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車交通部長</p> <p style="text-align: center;">一般乗用旅客自動車運送事業に係る輸送実績報告書について</p> <p>標記については、平成14年6月28日付け関自旅2第353号「一般乗用旅客自動車運送事業に係る輸送実績報告書に関する取扱いについて」、及び平成19年12月19日付け関自旅二第1758号「一般乗用旅客自動車運送事業(法人タクシー)に係る月別輸送実績報告書について」により取扱っているところであるが、平成27年4月分より下記のとおり取扱うこととしたので、了知されるとともに、傘下職員に対し周知されたい。</p> <p>なお、これに伴い平成14年6月28日付け関自旅2第353号「一般乗用旅客自動車運送事業に係る輸送実績報告書に関する取扱いについて」、及び平成19年12月19日付け関自旅二第1758号「一般乗用旅客自動車運送事業(法人タクシー)に係る月別輸送実績報告書について」は廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 定額運賃輸送実績報告書  (1) 「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1.(5)に定める定額運賃の輸送実績については、東京国際空港を定額運賃適用施設する場合は別紙第3号様式、その他の場合は第4号様式により報告書を提出する。  (2) 電磁的記録媒体(CD-R等)により提出する場合は、紙による提出を省略できることとする。</p> <p>2. その他  上記1. について、各都県における関係事業者団体の傘下事業者は、当該関係事業者団体を通じて提出することができる。</p>

改正																	
第3号様式 東京国際空港定額運賃輸送実績報告書(令和 年 月分)																	
( 営業区域 : ○○交通圏 )																	
ゾーン名	車種区分	運送回数 (回)				輸送人員 (人)				税込運送収入 (円)							
		空港行		空港発		空港行		空港発		空港行		空港発					
		第1・第2	第3	第1・第2	第3	第1・第2	第3	第1・第2	第3	第1・第2	第3	第1・第2	第3				
	特定大型車 大型車 普通車 計																
	特定大型車 大型車 普通車 計																
	特定大型車 大型車 普通車 計																
合計	特定大型車 大型車 普通車 計																

(注) 1 運送の途中において、経路変更等により通常の距離制運賃を適用した実績は、この報告に含まないこと。  
 2 通常の距離制運賃の適用を伴った場合の運送については、当該運賃を運送収入に含まないこと。  
 3 この報告書は、翌月10日までに報告すること。  
 4 「第1・第2」の欄には、第1ターミナル及び第2ターミナルに係る実績を、「第3」の欄には、第3ターミナルに係る実績を記載すること。

現行																	
第3号様式 東京国際空港定額運賃輸送実績報告書(令和 年 月分)																	
( 営業区域 : ○○交通圏 )																	
ゾーン名	車種区分	運送回数 (回)				輸送人員 (人)				税込運送収入 (円)							
		空港行		空港発		空港行		空港発		空港行		空港発					
		国内線	国際線	国内線	国際線	国内線	国際線	国内線	国際線	国内線	国際線	国内線	国際線				
	特定大型車 大型車 普通車 計																
	特定大型車 大型車 普通車 計																
	特定大型車 大型車 普通車 計																
合計	特定大型車 大型車 普通車 計																

(注) 1 運送の途中において、経路変更等により通常の距離制運賃を適用した実績は、この報告に含まないこと。  
 2 通常の距離制運賃の適用を伴った場合の運送については、当該運賃を運送収入に含まないこと。  
 3 この報告書は、翌月10日までに報告すること。

東京国際空港定額運賃輸送実績報告書(令和 年 月分)

( 営業区域 : ○○交通圏 )

事業者名

ゾーン名	車種区分	運送回数 (回)				輸送人員 (人)				税込運送収入 (円)			
		空港行		空港発		空港行		空港発		空港行		空港発	
		第1・第2	第3	第1・第2	第3	第1・第2	第3	第1・第2	第3	第1・第2	第3	第1・第2	第3
	特定大型車 大型車 普通車 計												
	特定大型車 大型車 普通車 計												
	特定大型車 大型車 普通車 計												
合計	特定大型車 大型車 普通車 計												

- (注) 1 運送の途中において、経路変更等により通常の距離制運賃を適用した実績は、この報告に含めないこと。  
 2 通常の距離制運賃の適用を伴った場合の運送については、当該運賃を運送収入に含めないこと。  
 3 この報告書は、翌月10日までに報告すること。  
 4 「第1・第2」の欄には、第1ターミナル及び第2ターミナルに係る実績を、「第3」の欄には、第3ターミナルに係る実績を記載すること。

東京国際空港定額運賃輸送実績報告書（令和 年 月分）

（ 営業区域 : 特別区・武三交通圏 ）

（ 車種区分 : 大型車・普通車 いずれかに○印をすること。）

事業者名

ゾーン名	運送回数(回)				輸送人員(人)				運送収入(円)			
	空港行		空港発		空港行		空港発		空港行		空港発	
	第1・第2	第3	第1・第2	第3	第1・第2	第3	第1・第2	第3	第1・第2	第3	第1・第2	第3
江戸川区												
台東区												
墨田区												
文京区												
千代田区												
新宿区												
渋谷区												
足立区												
葛飾区												
荒川区												
北区												
豊島区												
中野区												
杉並区												
世田谷区												
板橋区												
練馬区												
武蔵野市												
三鷹市												
合計												

- (注) 1 運送の途中において、経路変更等により通常の距離制運賃を適用した実績は、この報告に含めないこと。  
 2 通常の距離制運賃の適用を伴った場合の運送については、当該運賃を運送収入に含めないこと。  
 3 この報告書は、組合本部を通じて翌月10日までに東京運輸支局へ報告すること。  
 4 「第1・第2」の欄には、第1ターミナル及び第2ターミナルに係る実績を、「第3」の欄には、第3ターミナルに係る実績を記載すること。

東京国際空港定額運賃輸送実績報告書（平成 年 月分）

（ 営業区域 : 北多摩交通圏 ）

（ 車種区分 : 大型車・普通車 いずれかに○印をすること。）

事業者名

ゾーン名	運送回数(回)				輸送人員(人)				運送収入(円)			
	空港行		空港発		空港行		空港発		空港行		空港発	
	第1・第2	第3	第1・第2	第3	第1・第2	第3	第1・第2	第3	第1・第2	第3	第1・第2	第3
調布市												
府中市												
小金井市												
西東京市												
東久留米市												
小平市												
国分寺市												
国立市												
清瀬市												
東村山市												
立川市												
東大和市												
昭島市												
武蔵村山市												
合計												

(注) 1 運送の途中において、経路変更等により通常の距離制運賃を適用した実績は、この報告に含めないこと。  
 2 通常の距離制運賃の適用を伴った場合の運送については、当該運賃を運送収入に含めないこと。  
 3 この報告書は、組合本部を通じて翌月10日までに東京運輸支局へ報告すること。  
 4 「第1・第2」の欄には、第1ターミナル及び第2ターミナルに係る実績を、「第3」の欄には、第3ターミナルに係る実績を記載すること。

東京国際空港定額運賃輸送実績報告書（平成 年 月分）

（ 営業区域 : 南多摩交通圏 ）

（ 車種区分 : 大型車・普通車 いずれかに○印をすること。）

事業者名

ゾーン名	運送回数(回)				輸送人員(人)				運送収入(円)			
	空港行		空港発		空港行		空港発		空港行		空港発	
	第1・第2	第3	第1・第2	第3	第1・第2	第3	第1・第2	第3	第1・第2	第3	第1・第2	第3
町田市(東)												
町田市(西)												
八王子市(東)												
八王子市(中)												
八王子市(西)												
稲城市												
多摩市												
日野市												
合計												

(注) 1 運送の途中において、経路変更等により通常の距離制運賃を適用した実績は、この報告に含めないこと。

2 通常の距離制運賃の適用を伴った場合の運送については、当該運賃を運送収入に含めないこと。

3 この報告書は、組合本部を通じて翌月10日までに東京運輸支局へ報告すること。

4 「第1・第2」の欄には、第1ターミナル及び第2ターミナルに係る実績を、「第3」の欄には、第3ターミナルに係る実績を記載すること。

定額運賃輸送実績報告書(平成 年 月分)

( 営業区域 : ○○交通圏 )

事業者名

ゾーンの名称	車種区分	運送回数		輸送人員		税込運送収入	
		(回)		(人)		(円)	
		適用ゾーン発	適用施設発	適用ゾーン発	適用施設発	適用ゾーン発	適用施設発
	特大型車						
	大型車						
	普通車						
	計						
	特大型車						
	大型車						
	普通車						
	計						
	特大型車						
	大型車						
	普通車						
	計						
合計	特大型車						
	大型車						
	普通車						
	計						

- (注) 1 運送の途中において、経路変更等により通常の距離制運賃を適用した実績は、この報告に含めないこと。  
 2 通常の距離制運賃の適用を伴った場合の運送については、当該運賃を運送収入に含めないこと。  
 3 適用ゾーン発及び適用施設発については、各々を発地とする場合の実績をそれぞれ記載すること。  
 4 この報告書は、翌月10日までに報告すること。



## 成田空港定額運賃輸送実績報告書(平成 年 月分)

(営業区域 : 特別区・武三交通圏)

事業者名

ゾーンの名称	車種区分	運送回数 (回)		輸送人員 (人)		運送収入 (円)	
		適用ゾーン発	適用施設発	適用ゾーン発	適用施設発	適用ゾーン発	適用施設発
Aゾーン	特大車						
	大型車						
	普通車						
	計						
Bゾーン	特大車						
	大型車						
	普通車						
	計						
Cゾーン	特大車						
	大型車						
	普通車						
	計						
Dゾーン	特大車						
	大型車						
	普通車						
	計						
合計	特大車						
	大型車						
	普通車						
	計						

- (注) 1 運送の途中において、経路変更等により通常の距離制運賃を適用した実績は、この報告に含めないこと。  
 2 通常の距離制運賃の適用を伴った場合の運送については、当該運賃を運送収入に含めないこと。  
 3 適用ゾーン発及び適用施設発については、各々を発地とする場合の実績をそれぞれ記載すること。  
 4 この報告書は、組合本部を通じて翌月10日までに東京運輸支局へ報告すること。